

## 瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、市民の政策形成プロセスへの参画を図り、もって市民等と行政との協力体制のもと、本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定又は改廃（以下「策定等」という。）にあたり、当該政策等の策定等の案を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、提案及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して当該政策等の策定等の意思決定を行うとともに提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (2) 広く市民の公共の用に供される施設の設置及び廃止に係る基本的な計画の策定及び変更
- (3) 憲章、宣言その他市の基本的な方向性等を定めるものの策定及び改廃
- (4) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令等により、市民等の意見を聴取する等、パブリックコメント手続に準ずる手続が行われる場合
- (2) 実施機関が、緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
- (3) 実施機関が、裁量の余地がないものと認める場合
- (4) 実施機関の附属機関等が、パブリックコメント手続に準ずる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われる場合
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、第3条に定める政策等の策定等をしようとするときは、当該政策等の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表をするときは、当該政策等の趣旨、目的、概要その他当該政策等の案を市民等が理解するために必要な事項を記載した資料を添付するものとする。
- 3 第1項の規定による公表は、当該政策等を策定等した実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、広報せと及び市ホームページへの掲載その他市民等が容易に入手できる方法で実施するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案を公表する際に、市民等からの意見等の提出期間及びその提出方法を明示するものとする。

- 2 前項の規定による提出期間は、公表後おおむね30日とする。ただし、実施機関が緊急その他やむを得ない理由があると認めるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を短縮することができる。
- 3 実施機関は、市民等が意見等を提出する際に、原則として住所及び氏名(第2条第3項第2号から第5号までのいずれかに該当するときは、当該該当することが明らかとなる事項を含む。)を明記するよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定による意見等の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便等、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が認める方法とする。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出

された意見等に対する実施機関の考え方並びに案を修正した場合はその修正内容を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号)第4条の各号に該当する情報
  - (2) 賛否の結論のみを示したもの
  - (3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの
  - (4) 前条に規定する意見等の提出の定め違反して提出されたもの
- 3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれらに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 前2項の規定による公表の方法は、第5条第3項の規定を準用する。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント等)

第8条 実施機関は、特に重要な政策等の策定等にあたって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(運用状況の報告)

第9条 実施機関は、各年度のパブリックコメント手続の運用状況(第4条の規定によりパブリックコメント手続を実施しないで政策等の策定等をした状況を含む。)を市長に報告するものとする。

2 市長は、各実施機関のパブリックコメント手続きの運用状況を取りまとめ、毎年1回、公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降に実施機関が策定等する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、市民等に意見等を求める手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。